

## 資料 2

### 廃棄物処理法の基本方針に盛り込むべき事項（案）について

#### 1. 基本方針の見直しについて

現行の廃棄物処理法の基本方針（平成 22 年 12 月）は今年度が目標年度であり、新たに今年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であることから、現在、中央環境審議会循環型社会部会において記載事項の検討が進められている。

「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」（以下「検討会」という。）では、今般、基本方針の中に第五号として「非常災害時における前二号に掲げる廃棄物の適正な処理に関する施策の推進等についての事項」が追加されることを受けて、新たに盛り込むべき事項について御意見をいただくこととしている。

9 月 11 日の検討会において、盛り込むべき事項（骨子）をお示ししており、検討会での意見を踏まえ、基本方針の第五号に新しく盛り込むべき事項（案）を整理した（別紙）。

#### 2. 基本方針に盛り込むべき事項（案）について

- 第五号に記載する項目は以下のとおり。
  - ・施策の基本的考え方
  - ・災害廃棄物対策に係る各主体の役割
  - ・災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用
  - ・災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信
- 第一号の「基本的な方向」の中で、「災害により生じた廃棄物についても、適正処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速な処理を確保することを基本とする」と追記。
- 第三号の（3）「地方公共団体の役割」の中で、「災害時においても適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努める」と追記。
- 第四号の 2 に記載されていた災害時の廃棄物処理に係る記述は、削除して第五号に統合。

#### 3. 今後のスケジュールについて

検討会における御意見も踏まえ、事務局（環境省）において基本方針に盛り込むべき事項やその記載箇所等について整理を行い、中央環境審議会循環型社会部会（11 月 17 日）に提出する。

## 【別紙】廃棄物処理法の基本方針に盛り込むべき事項（案）

### 1 施策の基本的考え方

非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならない。災害廃棄物の処理においては、環境負荷の削減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用等によりその減量を図り、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる必要がある。

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する施策の推進及びそれを実現するために必要な処理施設の整備が行われるよう、平時の廃棄物処理行政からの切れ目のない対応が必要であり、平時から国、都道府県、市町村、事業者等の各主体において事前の備えを確実に進めるものとする。これにより、実効性が高い平時の仕組みを基礎としつつ、非常災害時における災害廃棄物処理に係る知見・教訓を踏まえた対応を図ることとする。さらに、非常災害の中でも災害対策基本法に基づく特例の適用を想定した大規模災害に際しては、被災しなかった地域も含め、全国一丸となって処理に当たることが求められることから、各主体の役割分担を明確にし、密接な連携体制を構築するとともに、地域ブロック（原則環境省地方環境事務所が管轄する地域を想定）といった都道府県を越えるより広域的な連携、さらには地域ブロック間の相互連携を進めていくことが必要である。

### 2 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

#### （1）市町村の役割

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む域内的一般廃棄物についての処理責任を有しており、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関との連携体制の構築等を通じて、非常災害時にも対応できる強靭な廃棄物処理体制の整備を図る。その際、国が策定する「廃棄物処理施設整備計画」、「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」等を十分踏まえながら、都道府県が策定する「災害廃棄物処理計画」、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、一般廃棄物処理計画に非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を規定する。さらに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直すものとする。

非常災害時には「災害廃棄物処理計画」に基づき被害の状況等を速やかに把握し「災害廃棄物処理実行計画」を策定するとともに、被災地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や最終処分場を最大限災害廃棄物の活用し、極力管内において災害廃棄物処理を行うものとする。大規模災害時においては、災害対策基本法に基づく国の処理指針や都道府県の実行計画等も踏まえ、広域的連携体制のもとで管内の災害廃棄物の処理を行うとともに、被災の程度に応じて資機材や人材の提供、広域的な処理の受け入れ等に積極的に協力する。

## (2) 都道府県の役割

都道府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助及び域内の被害の状況等により災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施することも考えられるため、平時から、通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定した事前の備えについて、災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制及び処理施設の整備の観点から、都道府県の「廃棄物処理計画」等に記載し、市町村等の関係機関との連携を進める。その際、「廃棄物処理施設整備計画」、「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生における災害廃棄物対策行動指針」を十分踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、「災害廃棄物処理計画」を策定又は見直すとともに、市町村の「災害廃棄物処理計画」の策定を支援するものとする。

非常災害時には、域内の被害状況を踏まえ、関係機関との連絡調整を積極的に図りながら災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、市町村等の関係機関と連携して域内の処理全体の進捗管理に努めるものとする。大規模災害時には国の処理指針も踏まえ、速やかに実行計画を策定するとともに、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、全体の進捗管理と必要に応じた市町村からの事務委託に基づく災害廃棄物処理を含め、被災市町村に対する支援を行うものとする。

## (3) 国の役割

国は、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理や、その処理に向けた事前の備えにおいて、司令塔機能を果たすものとする。事前の備えとしては、全国及び地域ブロック単位において、国、地方公共団体、事業者及び専門家等の関係者の連携体制の整備を図るものとする。特に、地域ブロック単位での連携・協力体制を強化するため、「大規模災害発生における災害廃棄物対策行動指針」を策定するとともに、環境省地方環境事務所が中心となり、地域ブロック単位での大規模災害への備えとしての「大規模災害発生における災害廃棄物対策行動計画」の策定等を進めるものとする。さらに、複数の地域ブロックにまたがる広域的連携体制を構築するなど、地域ブロック間の連携も促進する。非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行うものとする。また、大規模災害発生時には、災害対策基本法に基づき速やかに処理指針を策定するとともに、これに基づき全体の進捗管理を行う。さらに、地方公共団体の連携・協力のみでは円滑かつ迅速に災害廃棄物処理を行うことが困難な場合であり災害対策基本法に規定する要件に該当する場合には、国による代行処理を実施するものとする。

## (4) 事業者及び専門家の役割

### ① 事業者及び技術専門家の役割

災害廃棄物処理に関連する事業者及び技術専門家は、平時から、災害廃棄物処理に係る技術の集約、検証及び継承に努め、地方公共団体等における計画策定等や国民への情報発信等

に重要な役割を果たすとともに、非常災害発生時においては、それぞれの役割に応じた対応を行い、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努めるものとする。大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や、非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、その所有する施設等から発生する災害廃棄物を、主体的に処理するよう努めるものとする。

## ②大学・研究機関等専門家の役割

廃棄物処理分野に携わる大学・研究機関や民間コンサルタント等の専門家は、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験が効果的かつ継続的に集積され、それらが十分活用されるよう、国及び地方公共団体に対して必要な協力をを行うものとする。また、発災後に重要となる廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討の精緻化・深化に関して、平時から継続的に重要な役割を果たすよう努めるものとする。

## 3 災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用

地方公共団体は、地域ブロック単位で廃棄物処理施設の余力や中期的な計画を共有し、焼却施設や最終処分場、災害廃棄物を保管するための仮置場等を整備するなど、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努めるものとする。また、地方公共団体は、管内における災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物の処理施設や処理業者等（建設事業者を含む。）の情報把握に努めるとともに、地方公共団体の有する廃棄物処理施設について、処理能力にあらかじめ余裕を持たせておく等の先行投資的な視点、極力域内での処理を行うべく自らが保有する施設を最大限活用する等の主体的な取組の視点、さらには地域ブロック単位及び地域ブロック間における地域間協調に向けて一定枠の処分容量を大規模災害時における備えとして共有するといった視点も踏まえた整備に努めるものとする。大規模災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、膨大な災害廃棄物が発生するため、地域ブロック単位で平時より災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築する。国は、これらの地方公共団体の取組を技術的に支援するとともに、強靭な廃棄物処理体制としての施設整備が図られ地域間協調が促進される財政支援のあり方を検討し、効果的な支援を行う。

非常災害発生時には、整備した処理施設とともに、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し処理を円滑かつ迅速に行うとともに、必要に応じて適切な仮設施設の設置を含め、処理体制を確保する必要がある。

## 4 災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信

国は、事業者や専門家等と連携し、災害廃棄物処理に係る技術的・システム的課題を体系的に整理し、その知見を今後の対策に活用するとともに、災害廃棄物の発生量の推計手法や処理困難物の処理技術、再生利用の促進等の災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果をわかりやすく周知する。また、地方公共団体による情報発信を支援することとし、大規模災害時には、処理方針を示すとともに、広域的な連携等の災害廃棄物の処理体制の確

保が円滑に行えるよう積極的な情報発信を行う。

地方公共団体は、平時から、災害廃棄物の処理に関する地域住民等に対して積極的に情報発信を行い、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努めるものとする。非常災害時には、災害廃棄物の分別方法や仮置場の運用情報、処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る住民理解の確保等に努めるものとする。